

桜井中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめとは、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」であり、いじめにあたるか否かの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとされている。いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするためには、学校の内外を問わず、いじめ予防に向けての対策をすすめることが大切である。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうるという視点に立ち、これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

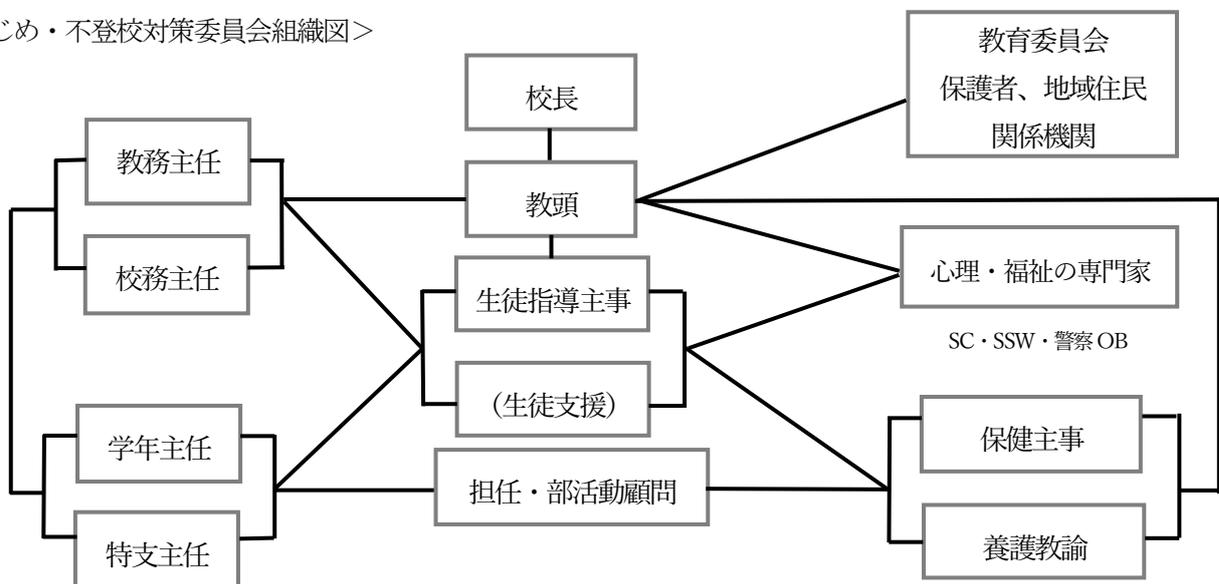
本校の生徒は、地域の人たちの温かさや豊かな自然に恵まれ、比較的落ち着いた生活を送っている。授業の様子や学校評価アンケートの結果などから「素直でまじめな生徒が多い」「与えられた課題に対してきちんと取り組もうとする生徒が多い」という生徒の実態を見てとることができる。一方、過度な同調圧力のもと、「自分のことを見てほしい、ほめられたい、認められたい」という意識をとて強くもっている。また、「ひとつの考えや方法で満足してしまい、他の多様な見方・考え方を取り入れようとしない」という姿も散見される。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならないと考える。本校では、それぞれの生徒の居場所づくりに努めるとともに、互いの個性を認め合う場や自身のよさや強みを発揮できる場の充実に取り組む。そうした中で、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校を目指す。

2 いじめ防止対策組織について

桜井中学校では、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないように対応する。また、職員会議の前に「いじめ・不登校対策委員会全体会」を行い、職員全員が共通理解・認識をして多くの目で対応できるようにする。

<いじめ・不登校対策委員会組織図>



※各委員会

- ① 「いじめ・不登校対策委員会」木曜日の4限に実施（全体会は職員会議前）
（生徒指導・(生徒支援)・校長・教頭・教務主任・校務主任・各学年主任・特支主任・保健主事・養護教諭・(SC)）
- ② 「生徒支援委員会」火曜日の2限に実施
（生徒支援・校長・教頭・(教務主任)・校務主任・生徒指導・各学年の生徒支援担当3名・養護教諭・(SC)）
- ③ 「生徒指導委員会」火曜日の3限に実施
（生徒指導・校長・教頭・(教務主任)・校務主任・各学年副主任3名）

3 いじめの防止などに関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ①生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・体育祭や文化祭などの学校行事を通して、学級の団結を図る。
- ②生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ・学び合いの授業を推進し、互いに高め合う関係づくりを進める。
- ③教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ・人権週間に合わせて標語を募集し、クリアファイルに掲載して人権啓発の意識の高揚を図る。
 - ・帰りの放送の「黙想」前に、生徒会役員が全校生徒に向けて、心に響く話をする時間を設定し、道徳心を養う。
- ④情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
 - ・スマホ・ケータイ安全教室を1学期に開催し、生徒の情報モラルの向上を図るとともに保護者の理解を深める。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ①いじめアンケート（年3回）や教育相談（年4回）を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないようにする。
- ②教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ①「いじめ・不登校対策委員会」、「生徒指導委員会」、「生徒支援委員会」をそれぞれ月2回程度行い、組織的に対応する。
- ②被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 いじめアンケートの取扱い

- ・学級担任は、気になる記述があった場合は、学年副主任に報告し、生徒への事実確認（聞き取り）の方法について相談する。
- ・学年副主任は、必要に応じて学年主任や生徒指導主事、管理職に報告をしつつ事実確認の方法を助言する。
- ・事実確認を行う際は、内容によって複数で対応するなどの配慮をする（初期対応が重要）。
- ・学年会では、気になる記述があったすべての案件について情報共有をする。
- ・生徒指導委員会では、事実確認をした者がデータ入力した資料を使って全学年分の情報共有をする。また、どの案件をいじめとして認知するかについて原案をつくったり、指導を進めるための教職員の役割分担、指導方針、方法などについて協議したりする。
- ・いじめ・不登校対策委員会（＝法律に基づいて設置した学校いじめ対策組織）では、生徒指導委員会の協議を踏まえて、いじめの認知、役割分担、指導方針、方法などについて決定する。なお、緊急の要件については、臨時でいじめ・不登校対策委員会を行い、状況の確認をし、指導方針を決定する。
- ・いじめ・不登校対策委員会全体会では、全職員で共通理解を図り、協働して指導を進められるようにする。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態（疑いが生じた段階で調査を開始）が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、随時「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

【参考】いじめの重大事態とは

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項より

- ア) 「いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」（生命・心身・財産重大事態）
- イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」（不登校重大事態）
（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

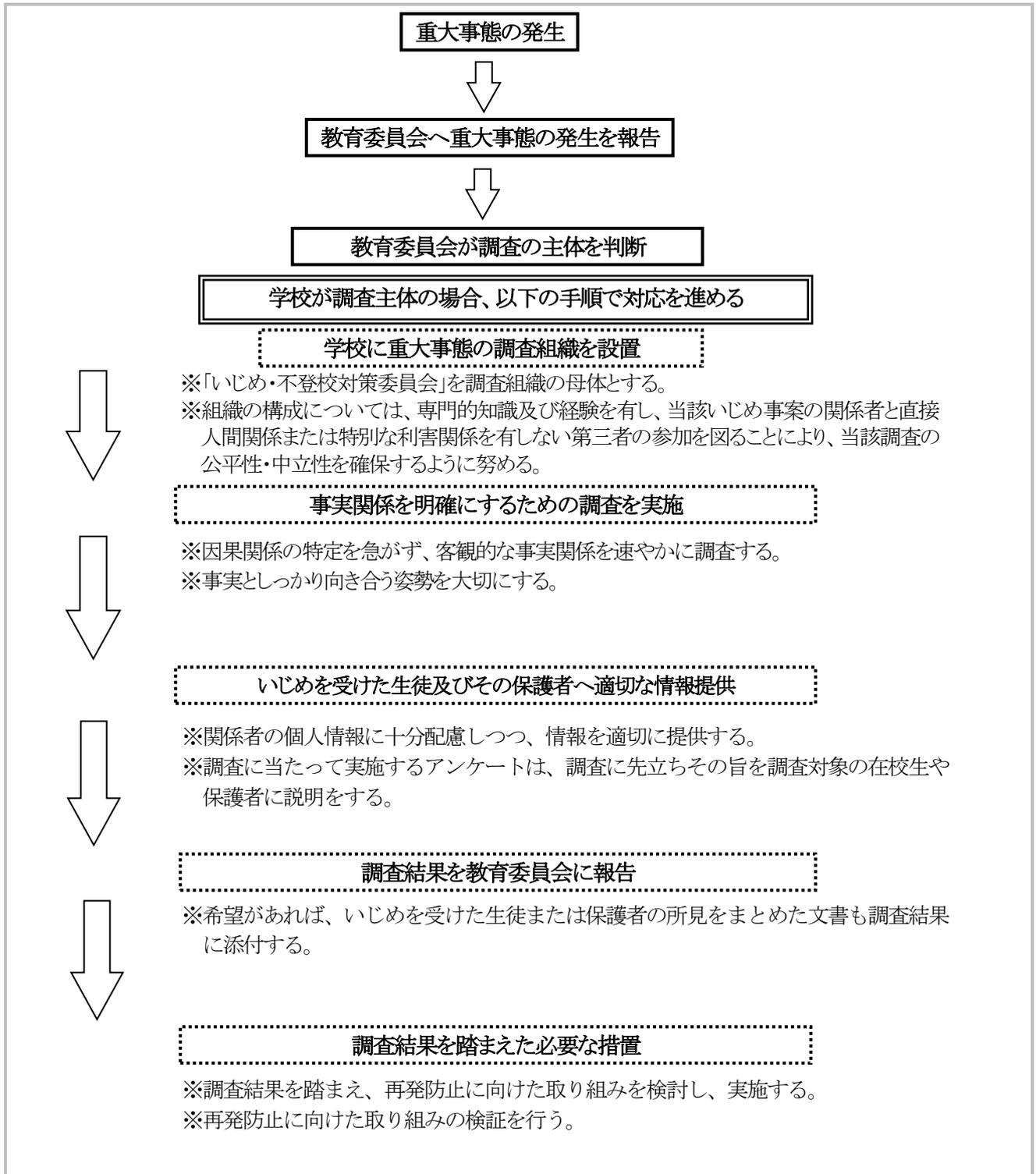
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 桜井中学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価アンケート及び保護者への学校評価アンケートを年に 1 回実施（11 月）し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取り組みの検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「桜井中学校いじめ防止基本方針」は桜井中学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【桜井中学校：重大事態の対応フロー図】



《いじめ防止基本方針取組の年間計画：桜井中学校》

	いじめ・不登校対策委員会 生徒指導・生徒支援委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○現職研修「生徒理解」 ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○心の教室やSCの生徒・保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導「心と身体の成長」	○いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知	○学年保護者会で「学校いじめ防止基本方針」について説明
5月		○自然教室（1年） ○LGBTQ+教室（3年）	○いじめアンケート ○こころのアンケート	○ふれあい会議 ○保護者・地域公職者への学校公開
6月		○職場体験学習（2年） ○修学旅行（3年） ○スマホ・ケータイ安全教室（1年）	○教育相談	○生徒への学校評価アンケート ○青少年健全育成協議会開催
7月	○教職員への取組評価アンケートの実施	○いじめ予防標語・作文の取り組み	○こころのアンケート	○個別懇談会
8月	○中間評価→検証	○体育大会応援合戦練習		
9月		○体育大会応援合戦練習	○いじめアンケート ○教育相談	○ふれあい会議 ○保護者への授業公開
10月		○体育大会・応援合戦	○こころのアンケート	○体育祭
11月	○教職員への取組評価アンケートの実施	○文化祭・合唱コンクール	○いじめアンケート ○教育相談	○青少年健全育成協議会開催 ○地域公職者への授業公開 ○生徒への学校評価アンケート ○保護者・地域公職者への学校評価アンケート
12月		○人権週間の取組（各学年） ○いじめ防止標語づくりクリアファイル作成 ○長距離歩行（2年生予定）	○こころのアンケート	○個別懇談会
1月				○ふれあい会議
2月		○立志の会（2年生予定）	○教育相談	○学校評議員会で取り組みについて評価
3月	○教職員ら学校関係者への評価アンケートの検証	○卒業生を送る会 ○卒業式		
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○隔週または月1回行われる各委員会開催による情報交換や対応策の検討	○毎月ゼロの日における点検 ○集会における校長講話 ○道徳授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる面談 ○生活記録	○あいさつ運動（年3回）